

令和6年度第6回坂戸市教育委員会会議議事録

1 開会及び閉会に関する事項

開会 令和6年9月24日（火）午後2時00分 太田教育長

閉会 令和6年9月24日（火）午後2時25分 太田教育長

2 開催場所

坂戸市役所401会議室

3 出席委員

1番 小川 一信（教育長職務代理者） 2番 蓼沼 康子

3番 松井 正樹 4番 毛利 陽子

5番 太田 正久（教育長）

4 議事参与者

教育部長 三田 耕治

教育部長 岡安 明久

次長兼スポーツ推進課長 仲島 昭靖

教育総務課長 岡本 行弘

学校教育課長 市川 宗典

教育総務課副課長 片野 恵理

学校教育課副課長 佐藤 篤夫

書記 高野 夏輝

5 会議の概要

【日程第1 議事録の承認について】

＜前回の議事録は、全員異議なく原案のとおり承認されました。＞

（署名 9.24 教育長、毛利委員、高野書記）

【日程第2 議事録署名委員の指名について】

教育長 日程第2 議事録署名委員は、小川委員を指名いたします。

【日程第3 報告事項について】

教育長 日程第3 報告事項に移ります。（1）請願の処理結果について、事務局より説明をお願いします。

教育総務課長 千代田・浅羽野中学校トイレ大規模改修見学に関する回答請願について、坂戸市教育委員会請願等処理規則第3条第2項の規定に基づき、別紙のとおり処理したので報告するものです。

補足説明をいたします。令和6年8月8日の教育委員会会議において、ご審議をいただきました「千代田中学校トイレ大規模改修の内容見学を求

める請願」につきまして、会議後に請願者へ回答を送付し、見学の条件等の調整を行いましたところ、疑問点があるとして本請願が提出されたものでございます。

請願の趣旨、理由を読み上げさせていただきます。見学の請願書提出は7月12日であり、了承いただくまでに1か月以上を要しました。請願内容的にそれほど実現が困難な請願ではないと考えます。また、当初、男性は女子トイレの見学不可、女性は男子トイレの見学不可との条件が出されていきました。当日は見学可となるのかわかりませんが、なぜそのような考え方になるのか、請願者の多くから理解が困難であるとの声が挙がっています。よって、この2点に関し、説明を求めるものです。

書面で回答いただきたい内容として、1点目は、請願書提出後、許可をいただくまでに1か月以上を要しました。この間、7月にも教育委員会会議は開催されています。回答をいただくまで、なぜこれだけの日数を要したのか文書回答を求めます。

次に2点目ですが、見学に当たり、当初、千代田中学校は工事着工済みであり、普通教室用トイレの見学不可、また、男性は女子トイレの見学不可、女性は男子トイレの見学不可といった条件が出されました。現在、生徒は夏休み中であり、見学の趣旨を考えれば男女を限定せず、希望するトイレを見学させていただくのが妥当かと考えます。普通教室用トイレも場所によっては、工事未着工のトイレはなかったのでしょうか。今回の見学条件に関し、書面での説明を求めます。請願者は平瀬敬久様でございます。

次に本請願に対する処理等についてご説明いたします。本請願の処理についてですが、坂戸市請願等処理規則第2条第1項に規定した記載事項の要件を満たしておりますことから、請願として取り扱うこととしましたが、請願の内容は前回の請願への対応等に関する質問であり、規則第3条第2項に規定する「請願の内容が軽易な場合」に該当するため、教育長の決裁で処理をしたものでございます。

回答の内容について読み上げさせていただきます。1点目の回答ですが、「千代田中学校トイレ大規模改修の内容見学を求める請願」については、坂戸市教育委員会請願等処理規則第3条第1項の規定により、教育委員会会議に付したのですが、請願書が提出されたのが令和6年7月12日（金）であり、同年7月16日（火）開催の教育委員会会議に関する事項は既に告示していたことから、同年8月8日（木）の教育委員会会議に付したものです。

次に2点目の回答ですが、当初、令和6年7月12日提出の請願書に記載された見学時に確認したい内容から、男女別の見学方法で支障がないものと考えられたこと、また、異性が立ち入ることに対し配慮を求めた方が

良いとの考えから、見学条件を提示したのですが、その後請願者からの要請を受け、再度検討し、男女トイレ両方の見学を実施するに至ったものです。また、千代田中学校普通教室棟は工事未着工のトイレはありません。

以上の内容で請願者へ回答をいたしました。説明は以上でございます。

教育長 御質疑・御意見がありましたら、お願いします。

松井委員 この回答へのリアクションは何かありましたか。

教育総務課長 この回答を送付した後の連絡等は特にございません。

教育長 ほかに、御意見等がありましたら、お願いします。

(なし)

教育長 ないようですので、以上で、報告事項を終わります。

【日程第4 議 事】

議案第16号は、人事に関する案件であるため、非公開としたい旨の発議があり、出席者全員が賛成し、非公開で審議されることに決定しました。

◎議案第16号 坂戸市スポーツ推進委員の委嘱について

＜非公開案件につき省略、全員異議なく原案のとおり可決されました。＞

教育長 議案第17号、「令和7年度当初坂戸市立小・中学校教職員人事異動の方針について」を議題といたします。

提案理由の説明をお願いいたします。

学校教育課長 議案第17号、令和7年度当初坂戸市立小・中学校教職員人事異動の方針について、埼玉県教育委員会の人事異動方針を尊重するとともに、関係機関との協力により適正な人事を行うため、この案を提出するものがあります。

補足説明を申し上げます。令和7年度当初坂戸市立小・中学校教職員人事異動の方針（案）をご覧ください。令和7年度当初における坂戸市立小・中学校教職員の人事異動方針につきましては、埼玉県教育委員会による「令和7年度当初教職員人事異動方針」に基づき、「学び合い交流するまちづくり」を基本とした「第2次坂戸市教育振興基本計画」を踏まえ、学校教育に対する市民の期待に応えるため、次の8点を基本方針といたしました。1点目は、学校教育の活性化を図るため、適材適所に人材を配置することを基本に人事異動を行います。2点目は教職員の人材育成・資質向上のための人事異動を推進いたします。3点目は、学校間における教職員の年齢構成や経験年数の不均衡を是正するため、広範囲での人事交流に努めます。4点目は、本市の教育水準の向上のために、計画的な人事異動を実施いたします。5点目は、学校間の教職員組織の均衡等を勘案して新

採用教職員の適切な配置に努めます。6点目は、役職定年後の教職員及び再任用教職員の豊かな経験を生かすため、適切な配置に努めます。7点目は、女性教職員の個々の能力、適性等を考慮し、適切な配置に努めます。そして、8点目といたしまして、障害のある教職員の個々の障害の状況、能力、適性等を考慮し、適切な配置に努めます。というものでございます。続きまして、「2 転任・転補」についてです。現在市内の小・中学校に勤務しております教職員が、本市以外の市町村に異動する「転任」と、市内での異動となる「転補」につきましては、基本方針をもとに異動を行います。詳細は細部事項のところでご説明いたします。「3 登用」につきまして、管理職について、幅広い人事交流の視点で行うこと、女性教職員や若手教職員の管理職への積極的な登用に努めるといたします。

続きまして、「令和7年度当初坂戸市立小・中学校教職員人事異動方針細部事項（案）」をご覧ください。まずは「1 退職について」、でございます。今年度末で満45歳以上60歳未満かつ勤続20年以上の者が早期に退職する、いわゆる勧奨退職に関しまして、学校職員勧奨退職取扱要綱第2の「教育長が定める期日」につきましては、令和6年12月8日といたします。次に、「2 転任・転補について」の教職員の異動につきましては、（3）にある者を除き、原則として、同一校在職3年以上の者が異動の対象者となります。また、次のページの（10）にございますが、新採用の教員、事務職員及び学校栄養職員につきましては、積極的に多様な経験を積み、資質の向上を図るため、採用後6年以内に、原則として他の市町村への異動を行います。なお、新採用の教職員の異動については、新採用の教職員を一律に6年間同一校に在職させるというわけではなく、採用後3年目以降積極的に人事異動を行ってまいります。その下、（11）にございますように、学校の気風の停滞を防ぐとともに、職務経験を豊かにするため、同一校在職10年以内に異動を行うこととしており、特に、同一校在職7年以上の者につきましては、特段の理由がない限り積極的に異動を行うことといたします。なお、（19）（20）にございますように、教職員の心身の状況や家庭状況に応じ、可能な範囲で人事上の配慮を行います。「3 採用等について」につきましては、（6）に記載されております、「再任用」を希望する教職員が一定数おりますことから、新採用や臨時的任用教職員の配置等、長期的な展望にたって、年度当初の人事を進めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございますが、この「令和7年度当初坂戸市立小・中学校教職員人事異動の方針」及び「細部事項」につきましては、本日ご審議をいただきました後、9月26日の臨時校長会にて各小・中学校長に周知し、10月1日に、それぞれの学校で教職員に通知していただく予定でござい

ます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

教育長 御質疑、御意見がありましたら、お願いします。

小川委員 細部事項の採用後6年以内の異動という部分は昨年と変わらずですか。

学校教育課長 昨年度からは、変更ございません。

松井委員 6年以内の異動というのはいつからですか。

学校教育課長 一昨年度から変更となっております。

松井委員 何か現場からの要望があって6年となったのですか。

学校教育課長 詳細は確認が取れておりませんが、新採用教職員の市町村間の人数に差があることから6年になったと伺っております。

蓼沼委員 女性教職員の異動については、個々の能力、適性等を考慮し、と記載がありますが、男性もそうだと思いますが、これは坂戸市独自の記載ですか。

学校教育課長 この記載については、県の方針に記載がありまして、坂戸市もそれに倣っております。

蓼沼委員 このあたりの文言については、アファーマティブアクションといって女性の格差是正としてアメリカなどでは書かないと思います。今すぐには難しいかもしれないが、今後はこの文言について取ることを検討するか、こうすることで女性の管理職への登用の実績などが必要になるかと思います。その辺りの考えを伺えますか。

学校教育課長 女性の登用などについては積極的に行うべきと考えております。男女関係なく、力がある先生への働きかけは続けていくべきと思います。各校長先生についても能力に応じて、適材に適所に配置することが必要ですので、今後も続けていきたいと思います。しかしながら、管理職の女性の割合は少し上がりましたが、まだ十分とは言えない状況ですので、引き続き様子を見ながら検討していければと思います。

教育長 補足ですが、埼玉県的女性管理職は群馬県と比較しても低い状況にあります。そういった状況から能力、適性等を考慮してという記載は管理職への登用を目指して記載されたと把握しております。

蓼沼委員 女性の適正等については妊娠出産なども想定されているのですか。

学校教育課長 女性の妊娠出産については、校長の方から各教員の状況や意向を把握するようにしていただいています。

蓼沼委員 男性の育児休暇の取得率についてはどうなっていますか。

学校教育課長 取得率については把握できていませんが、今年度、男性の育児休暇を取っている職員は小学校では2人確認しております。それ以外では取得できるがあえて取得していない教職員もいるかと思いますが、その辺りは努力が必要なところだと思います。

蓼沼委員 厚労省の調査では昨年度の男性の育児休業取得率は約30%になりま

した。世間では3分の1の男性が育児休業を取得しているということは、職業選択の際にも考慮すると思います。人材確保の点からも検討が必要かと思います。

教育長 ほかに、御意見等ないようでしたら、以上で質疑等を終結します。

教育長 議案第17号、「令和7年度当初坂戸市立小・中学校教職員人事異動の方針について」は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

教育長 御異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

教育長 以上で議事を終わります。

【日程第5 その他】

教育長 御意見などございましたら、お願いします。

(なし)

教育長 ないようですので、以上をもちまして、令和6年度第6回坂戸市教育委員会会議を閉会いたします。

<令和6年度第6回坂戸市教育委員会会議閉会>